

東教委管発号外
令和2年4月14日

各小・中学校長 殿

東根市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

小学校、中学校等の臨時休業及び今後の対応について（通知）

このことについて、村山教育事務所長をとおり県教育委員会教育長から、別添写しのとおり依頼がありました。

臨時休業措置につきましては、令和2年4月6日付け東教委管発号外で通知しているところですが、依頼を受けて、本市における臨時休業期間を5月10日（日）まで延長します。

なお、義教第47号の内容に加え、特に下記の点に留意して、臨時休業及び今後の対応を進めていただきますようお願いします。

記

- 1 臨時休業期間（変更後） 令和2年4月9日（木）～5月10日（日）まで
- 2 登校日の設定
 - (1) 期間中に、学習や生活の状況把握と指示のために、児童生徒1人当たり2回程度（概ね週1回程度）、1回2時間以内の登校日を設定する。
 - (2) 感染リスクが高まる3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるため、分散登校とする。
- 3 基本的な感染予防対策及び感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策、感染クラスター発生防止対策を継続する。
- 4 部活動は行わない。スポーツ少年団活動も同様とする。
- 5 小学校における子どもの居場所確保の取組を継続する。
- 6 児童生徒及び保護者の安心・安全のため、別添チェックリストを使って学校の再開に向けた体制整備を進め、5月8日（金）午後5時までに、確認結果をファックスで下記担当へ報告する。

【担当】東根市教育委員会管理課 田中 TEL 0237-43-1180 fax 0237-43-1176
